

令和 8 年度公正取引委員会政策評価実施計画

令和 8 年 3 月 3 1 日

公 正 取 引 委 員 会

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 1 3 年法律第 8 6 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、事後評価の実施に関する計画を以下のとおり定める。

1 計画期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。

2 計画期間内に実施する事後評価の対象及び事後評価の方法

(1) 法第 7 条第 2 項第 1 号に規定される事後評価の対象

法第 7 条第 2 項第 1 号に規定される事後評価の対象は、次のとおりとし、実績評価方式により評価することとする。

○ 競争政策の普及啓発等

- ・ 競争政策に関する理論的・実証的基礎の強化等（令和 4 年度から令和 7 年度まで）
- ・ 政府規制分野等に係る調査・検討及び評価（令和 4 年度から令和 7 年度まで）
- ・ デジタル市場における競争環境の整備（令和 4 年度から令和 7 年度まで）

(2) 法第 7 条第 2 項第 2 号の規定に該当する施策

該当するものはない。

(3) 法第 7 条第 2 項第 3 号の規定に該当する施策

該当するものはない。

3 その他

計画期間内において評価の対象とする施策等については、「公正取引委員会における政策評価に関する基本計画」（令和 5 年 3 月 3 1 日施行、令和 8 年 3 月 3 1 日変更）に基づき、計画的に事後評価を実施する。

令和7年度行政事業レビューにおいて、本計画期間に実施する事後評価の対象について施策等がその目的の達成に貢献しているかどうかを把握・分析し、施策等のボトルネックの特定とその解消策の検討を実施した。本計画期間における事後評価の実施に当たっては、当該検討を踏まえ、改善状況の経過を把握・分析し、更なる施策等のボトルネックの特定やその解消策の検討を行うことにより、施策の見直し・改善に有益な情報が得られるよう事後評価を実施する。

以上